

平成27年度第1回東京都森林審議会
議事録

東京都産業労働局農林水産部森林課

平成27年度第1回東京都森林審議会

次 第

平成27年12月16日（水曜日）

午後1時30分から

都庁第二本庁舎31階・特別会議室24

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 農林水産部長挨拶
- 4 会長の選出
- 5 議事
 - 【第1号議案】
地域森林計画の樹立（多摩地域森林計画）
 - 【第2号議案】
林地開発許可の変更（株式会社村尾組成木工場砕石事業）
 - 【第3号議案】
東京都防除実施基準の変更
- 6 閉会

○廣瀬森林課課長代理 それでは、若干時間前ではございますけれども、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思えます。

ただいまから平成27年度第1回東京都森林審議会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私、本審議会の進行を務めさせていただきます産業労働局農林水産部森林課の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況でございますけれども、現在、審議会委員総数14名のうち、その過半数を超える11名の委員が出席しておられます。東京都森林審議会運営要領第5の第1項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

初めに、ご出席の委員の方々の紹介をさせていただきます。お手元の次第をめくっていただきまして3枚目、委員名簿をご覧ください。名簿順にご紹介させていただきます。

新委員の糸川委員でございます。

○糸川委員 糸川です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 新委員の植竹委員でございます。

○植竹委員 植竹でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 産形委員でございます。

○産形委員 産形でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 吉条委員でございます。

○吉条委員 吉条でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 久保田委員でございます。

○久保田委員 久保田でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 斎藤委員でございます。

○斎藤委員 斎藤です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 坂本委員でございます。

○坂本委員 坂本です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 新委員の澤井委員でございます。

○澤井委員 澤井でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木雅一でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬森林課課長代理 田中委員でございます。

○田中委員 田中です。どうぞよろしく申し上げます。

○廣瀬森林課課長代理 浜川委員でございます。

○浜川委員 浜川でございます。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬森林課課長代理 なお、本日、河村委員、土屋委員、福田委員につきましては、ご都合により欠席となっております。

続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

産業労働局・寺崎農林水産部長でございます。

○寺崎農林水産部長 寺崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣瀬森林課課長代理 石城森林課長でございます。

○石城森林課長 石城でございます。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬森林課課長代理 東全国育樹祭担当課長でございます。

○東全国育樹祭担当課長 東でございます。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬森林課課長代理 環境局自然環境部・浦崎緑環境課長でございます。

○浦崎緑環境課長 浦崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬森林課課長代理 環境局多摩環境事務所・青山自然環境課長でございます。

○青山自然環境課長 青山でございます。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬森林課課長代理 次に、お手元に配付してございます資料について改めてご案内させていただきます。

上から、次第、配布資料一覧、委員名簿、座席表、東京都森林審議会運営要領がございます。

続きまして、各議案の資料でございます。議案ごとにクリップでまとめております。まず、第1号議案の資料として資料1から6及び別冊の資料7でございます。次に、第2号議案の資料として資料8から12でございます。次に、第3号議案の資料として資料13から15でございます。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長の寺崎よりご挨拶申し上げます。

○寺崎農林水産部長 改めまして、産業労働局農林水産部の寺崎でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中を本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、委員の皆様におかれましては東京都の森林・林業行政に格段のご理解

とご協力を賜り、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

東京は世界有数の大都市でありながら、多摩西部や島しょを中心に都の総面積の約4割、およそ7万8,000ヘクタールの森林が広がる自然に恵まれた都市でございます。森林は、木材の供給をはじめ、水源の涵養や災害の防止、二酸化炭素の吸収などの多面的な機能により都民生活に貢献する貴重な財産でございます。

都では、森林整備や林業振興を図るため、林道等の基盤整備や、スギ花粉発生源対策による主伐事業、森林施業の集約化などに取り組んでまいりました。その結果、停滞しておりました伐採と植栽による森林の更新が進み、多摩産材の供給量が増加するなど、森林の循環が動き出したところでございます。しかし、一方で、民間による伐採が依然として停滞していることや、高コスト構造の改善、あるいは林業技術者の不足など多くの課題を抱えております。引き続き、林業再生に向けた取り組みが重要でございます。

このため、東京都では、平成18年度より実施してまいりましたスギ花粉発生源対策を1年前倒しで再構築をいたしまして、今年度より森林循環促進事業として、新たに10カ年の計画でスギ林等の伐採・更新や、東京の木多摩産材の安定供給に引き続き取り組んでまいります。

また、こうした森林整備の重要性や木の文化を東京から全国に発信し、都民や企業の皆様と一体となって森づくりへの機運を高めるため、平成8年の全国植樹祭において天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木を皇族殿下がお手入れされる全国育樹祭を、平成30年に都内で開催するための準備を進めているところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の審議会では、今後の森林関連施策の方向や、伐採・造林・林道・保安林等の整備の目標、市町村森林整備計画の指針となる地域森林計画の樹立が議題となっております。また、林地開発許可の変更、東京都防除実施基準の変更と、あわせて3件の諮問をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご審議のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

結びに当たりまして、今後とも森づくりの推進に対する皆様のますますのご理解とご協力を重ねてお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○廣瀬森林課課長代理 続きますして、会長の選出でございます。

本日は、新たに委員を委嘱した後、初めての審議会でございます。議事に入ります前に、

本審議会運営要領第3の第1項の規定によりまして、会長を選出していただく必要がございます。運営要領では、委員の互選ということになっております。いかがお取り計らいでしょうか。

○植竹委員 はい。

○廣瀬森林課課長代理 はい、植竹委員。

○植竹委員 引き続き鈴木委員に会長をお願いしたらどうかと思います。ご賛同いただけませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○廣瀬森林課課長代理 ありがとうございます。皆様のご賛同をいただきましたので、鈴木委員に会長をお願いしたいと存じます。

〔鈴木会長、席を移動〕

○廣瀬森林課課長代理 大変恐縮でございますが、寺崎農林水産部長につきましては、公務の都合によりここで退席をさせていただきます。

○寺崎農林水産部長 どうぞよろしくお願いいいたします。

○廣瀬森林課課長代理 それでは、これからの議事進行につきましては鈴木会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○鈴木会長 ただいま会長に選出されました鈴木雅一でございます。

若干自己紹介しますと、先ほどの委員名簿は東大名誉教授となっておりましたが、今年の3月の末で東京大学を定年で退職しております。それで名誉教授ということであります。私の研究しております専門は、森林水文学といって森と水にかかわる関係をする研究と、もう1つは砂防工学という土砂災害にかかわる研究をしておりました。そういうことで、もう1つ前の期からこの審議会の会長をさせていただいております。

本日も3件諮問があるようですが、審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

まず審議会運営要領というのがありまして、その第6の第2項で議事録署名委員を指名する必要がございます。

それで、私のほうから産形委員、田中委員に今回はお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 それでは、議事録の確認をお願いすることになります。よろしくお願いいいた

します。

次に、審議会の公開についてですが、審議会運営要領第7の第1項で当審議会は公開が原則となっております。これにより、傍聴人の傍聴のご希望がある場合は傍聴をしていただくということになります。

本日、傍聴をご希望の方がいらっしゃるようですね。それでは、傍聴人の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

○鈴木会長 傍聴人の方に一言申します。私はこの審議会の会長でございます。

それで、傍聴の方は、傍聴券に書いてあります注意事項を遵守の上、静粛に傍聴をお願いいたします。

続きまして、知事からの本審議会に対する諮問について事務局より朗読をお願いいたします。

まず、本日の1件目の議題についてです。よろしくお願ひします。

○石城森林課長 では、諮問文の朗読をさせていただきます。

第1号議案。

27産労農森第696号。

東京都森林審議会。

下記事項について、森林法第6条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成27年12月1日。

東京都知事、舛添要一。

記、地域森林計画の樹立について。

別添多摩地域森林計画（案）のとおり。

計画期間、平成28年4月1日～平成38年3月31日。

○鈴木会長 ただいま知事からの諮問をお受けしました。

引き続き、諮問内容について事務局から説明をお願いいたします。

それでは、第1号議案の説明をいただきます。

本日の進め方としては、第1号議案の質疑応答の後に、第2号議案の諮問文と第2号議案の説明をいただいて、質疑応答、そして第3号議案の説明というふうに進めたいと思います。

それでは、第1号議案、ただいまの多摩地域森林計画（案）につきまして、事務局より

ご説明をお願いいたします。

○石城森林課長 それでは、座って説明させていただきます。

第1号議案「地域森林計画の樹立」の諮問内容についてご説明させていただきます。

説明が少しかかるかと思えます。

地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づきまして、5年ごとに立てる10年を1期とする計画でございます。現在の多摩地域森林計画は平成23年4月1日に樹立されておりますので、平成28年4月1日に新たな計画を立てなければなりません。なお、今回樹立する計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年となっております。

計画書の本文に入る前に、森林計画制度について若干ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。色刷りのA4縦のペーパーでございます。

こちらは森林計画制度の体系図となっております。赤い枠が今回ご審議いただきます地域森林計画でございます。その上位計画といたしまして全国森林計画がございます。この全国森林計画に即しまして、森林施業の基本的事項等に関する計画を樹立するものでございます。

全国森林計画は、5年ごとに15年を1期として立てる計画で、現計画は平成26年4月1日より平成41年3月31日までとなっております。全国森林計画では、全国を44の広域流域に分けまして、それぞれの広域流域ごとに伐採立木材積や造林面積などが定められております。

今回の多摩地域森林計画は利根川広域流域に含まれておりまして、全国森林計画の計画数量を達成するために国からの数量の割り当てがございます。この割り当ての詳細につきましては後ほどご説明いたしますが、全国森林計画に即して樹立するものが地域森林計画であるということをご了解いただきたいと思います。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらは「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」でございます。

地域森林計画の樹立の際は、森林法第6条第1項の規定に基づきまして30日間の縦覧を実施し、縦覧期間終了後、同3項の規定に基づきまして関係市町村長及び関係森林管理局長等の意見を聞かなければなりません。今回の計画書（案）に対しまして、縦覧期間中の意見申し立ては「なし」となっております。関係市町村及び国機関に対する意見照会では、関東経済産業局長から資料のとおり意見が提出されました。今回樹立する計画につきまし

ては、鉱業の支障とはならないと考えてございます。

続きまして、別冊資料7、多摩地域森林計画の案の本文について説明いたします。時間が限られておりますので、前回の計画からの主な変更点、また、委員の皆様から事前に意見をいただいた部分を中心に説明いたします。

なお、お配りしております（案）は委員の皆様からいただいた意見を反映したものとなっております。意見と反映状況につきましては後ほどご説明いたします。

それでは、資料7、計画（案）の3ページをお開きください。初めに計画の大綱についてご説明いたします。

森林計画区の概況につきましては、（1）位置及び面積から（3）社会経済的背景までは大きな変更はございませんが、計画区の面積、年平均気温、年降水量、次ページの産業別就業者割合等の各数値につきましては、それぞれ時点更新を行っております。

4ページをお開きください。森林・林業の現況では、東京都における森林が持つ意義を明らかにした上で、最近の森林・林業を取り巻く情勢や課題と取り組みについてまとめております。

まず（4）森林・林業の現況の3段落目でございますが、多摩の森林は、木材供給、水源の涵養、災害の防止、生物多様性の保全などのさまざまな機能を通じて都民生活に貢献していることを示しております。

続いて、下から数えて2段落目、人工林の現況については、木材として利用可能な50年生以上の人工林が60%以上を占めていることを踏まえまして、前回計画では「森林資源は充実しつつある」としておりましたが、今回の計画では「森林資源は伐採・利用の時期を迎えている」と変更しております。

続きまして、5ページ目の上から8行目でございますが、多摩の森林におけるさまざまな問題を克服し、森林が持つ多面的な機能を維持増進していくため、伐採・利用・植栽・保育という森林の循環を促進させることが喫緊の課題であるという視点に立ち、さまざまな施策を展開していることを示してございます。

次に、シカ被害対策についてでございますが、現在でも地域によって植栽した苗木の多くが食害を受けているという状況を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づきまして策定する第2種シカ管理計画により、総合的な対策を図るとしております。

続きまして、6ページをお開きください。前計画の実行結果の概要及びその評価でござ

います。ここでは、平成23年度から平成27年度までの5カ年の実行数量を示しております。

まず伐採立木材積でございますが、主伐につきましては、都の花粉対策事業によりまして、計画量の約80%の実行歩合となりました。間伐につきましては、当初想定していたほど切り捨て間伐が減少せず、計画量を上回る実行となりました。このことは、次の7ページの上段、間伐面積についても同様の状況でございます。

続いて、造林面積については、林業生産活動の低迷によりまして花粉対策事業以外の主伐が控えられ、計画量を下回っております。

次の7ページから9ページにかけて、林道開設、保安林、治山事業等の実行結果は、記載のとおりとなっております。

続きまして、10ページをお開きください。計画樹立に当たっての基本的な考え方がございます。都民の貴重な財産である多摩の森林は、人工林の多くが利用の時期を迎えており、計画的に伐採・利用・植栽・保育という森林の循環を促進していくことが重要です。このため本計画では、都が重点的に取り組む施策などを示した「森づくり推進プラン」や、全国森林計画の施策、数値目標を踏まえ、森林の整備及び保全の目標、森林の整備に関する事項、保安施設の整備や森林の保護に関する事項を明らかにすることとしております。また、市町村森林整備計画につきましては、本計画で定める基本的考え方、基準及び指針等を規範として定めることとしております。

なお、10ページの最後の段落から13ページにかけて、森林の整備や保全に関する個別の項目ごとに基本的な事項を示しております。ここについては、現在の計画からの変更がございませんので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、計画事項の説明に移らせていただきます。17ページをお開きください。まず、計画の対象とする森林の区域を示しております。表の中の市町村別の面積について、前回計画から面積が一部変更となっております。

詳しくは資料4をご覧ください。資料4「主要な計画数量の設定について」の1ページ目が面積変更の内容でございます。対象の森林区域は、前回計画に対して、平成27年3月31日までに林地開発が完了した箇所、保安林の指定または指定の解除が行われた箇所の面積を反映させております。この結果、総数で3.94ヘクタールの減少となっております。

資料7の計画（案）にお戻りください。17ページの中ほどから20ページにかけまして、森林の整備及び保全に関する基本的な事項につきましては、委員の方からの意見を受けて変更した部分がございますので、こちらについては後ほど説明させていただきます。

続きまして、21ページをお開きください。森林の整備に関する事項の最初の項目「森林の立木竹の伐採に関する事項」については、1枚めくった23ページの中ほど、(3)その他必要な事項で、ニホンジカによる被害への対応について示しております。前回計画では、「個体数の削減対策を計画的に推進した結果、シカの生息数は減少傾向に転じている」としておりましたが、今回の計画では、シカの生息数は一時的に減少傾向が見られたものの、依然として予断を許さない状況であることから、被害発生の可能性のある地域の伐採に際し、伐区の小規模化、伐採箇所分散化に加え、主伐を一時的に控えることを示しております。

続きまして、23ページから37ページまで、造林、間伐、林道整備等に関して、具体的な計画事項を示してございます。これらの事項につきましては、前回計画からの変更はほとんどございませんので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、38ページをお開きください。森林の保全に関する事項でございます。まず、(1)の「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」については、留意すべき事項に該当する保安林及び砂防指定地を計上しております。今回の樹立に当たっては保安林の面積の精査を行いまして、数値を下方修正してございます。

これに続く39ページから43ページまでは特段の変更がございませんので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、44ページをお開きください。計画量等でございますが、この部分については、資料4、資料5を使って説明させていただきます。

まず、資料5「地域森林計画に定める伐採立木材積等の同意に係る審査表」をご覧ください。全国森林計画における伐採立木材積等の割り振り量が示されております。「前期」「中期」「後期」と書いてある欄がその数字でございます。今回の多摩地域森林計画の期間は、全国森林計画の前期途中から後期の途中までとなっております。

したがって、ここで示されている数量を計算式に基づいて今回の10カ年に換算しますと、右から3つ目の枠、「当該計画区の計画期間に対する同意の基礎数量(A)」となります。これがいわゆる割当量でございます。伐採立木材積、造林面積、林道開設量、保安林面積、治山事業について数量を示してございます。

その右側が、今回計画で設定しようとする計画数量(B)でございます。国からの割当量に対する今回の計画の比率を表示したのが一番右の欄でございます。この項目のうち、伐採立木材積、造林面積、保安林の指定面積につきましては農林水産大臣協議事項に該当

する計画数量となっておりまして、原則として国からの割当量の上下20%の範囲内に地域森林計画の計画量をおさめることが妥当とされているものでございます。

これらの項目の計画量につきましては、個別の事業予定量や過去の実績量を基本としつつも、国からの割当量の上下20%に留意しながら設定しているという点をご理解いただきたいと思います。これらの3項目、伐採立木材積、造林面積、保安林の指定面積は、いずれも上下20%の範囲内の計画量となっております。

続いて、個別の項目について説明いたします。資料4の2ページをお開きください。伐採立木材積について、まず主伐材積の計画数量でございますが、これは主に森林循環促進事業による主伐予定量をもとに民間による主伐量を想定しまして、31万3,000立方メートルに設定いたしました。一方、広葉樹は過去5年間の実績をもとに設定してございます。

次の間伐材積につきましては、針葉樹の材積は、東京都の産業労働局、環境局、水道局の事業における予定量、また過去の実績量をもとにしつつ、国からの割当量を考慮いたしまして計画量を設定いたしております。

一方、広葉樹の間伐は少ないことから、計画量を設定してございません。

3ページ、(2)の造林面積ですが、森林循環促進事業及び造林補助事業による予定量及び実績量をもとにしつつ、民間における造林を想定して設定してございます。一方、天然更新については、国からの割当量を考慮して計画量を設定いたしました。

続いて、保安林の指定面積についてでございますが、最近は土地所有者の同意が得られない状況が多くなっておりまして、指定面積を増やしていくことは非常に困難であると認識しているところでございます。したがって、いずれの区分の保安林についても、国からの割当量を考慮いたしまして計画量を設定してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、先ほどの農林水産大臣協議事項に該当しない項目でございます。計画区の実情に応じて、割当数量の上下20%を超える計画量を設定することが可能となっております。

まず、林道の開設延長でございますが、国からの割当量160.2キロメートルに対して、計画量50.5キロメートルとしまして、31.5%の比率となっております。この開設量につきましては、都内部、関係市町村との調整に基づいて設定してございます。また、次の改良及び舗装の計画量についても、同様に設定したものでございます。

次の治山事業施工地区数については、復旧治山、予防治山の事業予定箇所を計上したところ66地区となり、国からの割当数量に近い計画量となっております。

以上で計画量についての説明を終わります。

資料7の計画（案）に戻っていただきます。56ページをお開きください。その他必要な事項としまして、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法を示してございます。保安林、砂防関連の法令に基づいて定められた区域、国立公園及び都立自然公園等の制限を受けている森林の所在と面積、施業方法等を示してございます。また、67ページ以降は別表を示しております。これらについては特段の変更はございません。

以上で、計画書の（案）の説明は終わらせていただきます。

続いて、森林審議会に先立ち、委員の皆様からいただいたご意見とご質問の回答についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

1ページでございますが、植竹委員から、計画書（案）5ページのシカ管理計画に関する記述について、鳥獣保護法の改正が反映されていないとのご意見をいただきました。

ご指摘を踏まえまして、計画（案）の内容を修正いたしまして、「修正後」にありますように、平成27年5月施行の鳥獣保護管理法（これは鳥獣保護法を改正したものですが）に基づいた第2種シカ管理計画により、シカ対策を実施していくという内容を明記いたしました。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページから11ページまでは、久保田委員からの意見、質問の内容でございます。

まず、2ページのご質問ですが、現在の東京都の山元立木価格の現状について示してほしいとのご意見でございます。

これにつきましては、「東京の森林・林業」をご覧ください。このご質問ということですが、「東京の森林・林業」の山元立木価格は、日本不動産研究所の調査結果を掲載したものでございます。平成16年度以降は同研究所の調査結果が公表されていないため、東京都でも現状の山元立木価格の具体的な数値を把握できておりません。これは不動産研究所が調査をかけているんですけれども、民間の事例がなくて数字が設定できないので公表されていない、そういう状況でございます。

続きまして、3ページでございます。ニホンジカについて、分布の現状、推定個体数の推移、目標生息数及び捕獲計画数、捕獲実績を示してほしいとのことでございます。

これにつきましては、第4期第2種シカ管理計画の内容により回答させていただきます。まず分布状況についてでございますが、平成4年から平成22年にかけて、当初は奥多摩町

の多摩川北岸に分布が集中していましたが、青梅市や多摩川より南の檜原村、八王子市西部への拡大が確認されております。

続いて、個体数の推移でございますが、4ページに生息密度調査において算出された推定個体数の推移を表の形で記載してございます。平成14年頃をピークに個体数は減少傾向だったのですが、平成24年に再び大きく増加し、続く平成25年も高水準となっております。

続いて5ページ、目標生息数及び捕獲目標数ですが、目標生息数を400頭とし、これを実現するため年間600頭の捕獲を目指してございます。

続いて、捕獲実績ですが、平成5年度から平成25年度の捕獲実績のグラフを示してございます。近年は年間400頭程度の捕獲量となっております。

続いて、6ページでございますが、計画書（案）、18ページ及び19ページの「森林の有する機能」についての表のうち、「生物多様性保全機能」について、主伐により絶滅のおそれのある草原性の動植物の生育・生息環境を復元するという内容を加えてはどうかというご意見をいただきました。

これにつきましては、ご意見を踏まえまして、全国森林計画の記載内容を参考に、「生物多様性の保全のために、さまざまな生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置される森林整備を推進する」というところの「生育段階」という部分を追加させていただきます。

続きまして、7ページでございますが、「森林の有する機能」のうちの「木材等生産機能」に関して、特用林産物などを含む森林空間を活用した生産機能のプランニングが求められるのではないかというご意見でございます。

これにつきましては、生産者のニーズ等を踏まえながら今後検討してまいりたいと思います。

続いて8ページでございますが、計画書（案）の20ページの管理が行き届かない人工林に関するものでございます。

まず①の、針広混交林の具体的な林相を説明してほしいというご質問ですが、回答いたしましたしましては、間伐等により人工林内への広葉樹の導入を促し、将来的には天然林に近い林相を想定しております。

続いて②は、森林ボランティアのネットワーク化が必要であるとのご意見でございます。

これにつきましては、活動体験や地域交流への都民参加、ボランティア間の連携強化を目的に、今年度より東京都森林保全交流会を開始したところでございます。

続いて9ページですが、計画書（案）の23ページの人工植栽による場合の広葉樹の標準伐期齢について、伐期齢が短いと考えるので設定根拠を示してほしいとのご質問でございます。

これにつきましては、樹種は主にクヌギを想定しており、埼玉県、神奈川県等近隣県で設定している標準伐期齢も参考に設定してございます。ただし、この数字につきましては、ご指摘のとおり課題があると考えてございますので、今後、近年の多摩地区の実態を踏まえつつ、必要に応じて変更していきたいと考えているところでございます。隣接県も10年とか15年の設定になっているんですけれども、その設定の根拠がうちのほうもはっきりしない部分がございますので、その辺をまた研究を重ねて今後反映していきたいと考えてございます。

続きまして、10ページでございますが、計画書（案）の23ページ、人工造林の対象樹種について、郷土樹種の定義を明確にしてほしいとのご意見でございます。

これにつきましては、本事項の郷土樹種は、生物種としての樹種としてでございます。また現在のところ、地元産の広葉樹の苗木を入手することが難しく、他県産の苗木が使用されているのが現状でございます。植えていくという形で郷土の遺伝子というのは必要な部分があると思うんですけれども、その辺の入手が現状の仕組みではなかなか難しい中で、そこまで今回は踏み込むことはできないというふうに考えてございます。

続きまして、11ページでございますが、計画書（案）の41ページ、鳥獣被害対策について、総合的な対策の中には、わなによる対策も含まれているのかという質問でございます。

これにつきましては、第2種シカ管理計画の中でわなも捕獲手段の1つとしております。また、現状ではわなによる捕獲実績は一部にとどまっておりますが、今後は有効なわなの開発を国に要望するなどの取り組みを進めていくこととしております。

続いて、斎藤委員からのご意見、ご質問でございます。まず12ページですが、計画書（案）の4ページ、森林の所有形態について、都有林に関する記載をしてはどうかというご意見でございます。

これにつきましては、本計画は民有林全体を対象としており、民有林の内訳は記載してございません。国有林については対象外ですので、面積等を記載したものでございます。ただし、ご意見を踏まえまして、言い回しなどに若干の修正を加えましたので、本ページでお読み取りいただければと思います。

続いて13ページですが、前計画の間伐の実行結果については、実行が計画を上回った理

由を「切り捨て間伐の激減を想定して計画量を設定した」とございますが、この「激減」を想定する前の量と実行量を比べるとどうなるかというご質問でございます。

これにつきましては、激減を想定する前の明確な計画量というのはございませんので、参考までにさらに1つ前の計画の実行量との比較を行いました。そうしますと、材積、面積とも実行歩合が90%を超えておりました。

続きまして、田中委員からの質問でございます。まず14ページですが、計画書（案）の20ページの上側、「計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等」の森林区分の表に関して、東京都では区分をどのように行っていくのか、また、各区分の面積はどのように算出したのかというご質問をいただきました。

この3つの区分の面積につきましては、全国森林計画の中の目標面積を踏まえつつ、東京都の森林整備方針を勘案しております。「森づくり推進プラン」に、東京都独自の森林の区分とそれぞれの整備方針を定めてございますが、これを林野庁の森林の区分に対応させることにより、それぞれの期末面積を設定してございます。

なお、ご質問を踏まえまして、計画書（案）の20ページの中ほど、「2 その他必要な事項」の内容に、「森づくり推進プラン」で定めている東京都の森林区分についての内容を追加してございます。15ページにその内容を記載してございます。

続きまして、16ページですが、計画書（案）22ページの立木の標準伐期齢に関する指針に関してのご質問です。

今後、長伐期化に対する対応も準備する必要があると思うが、東京都ではどのように考えているかという質問でございます。

これにつきましては、計画書（案）の31ページ（イ）に、「山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」におきまして、長伐期施業を実施できる場合について記載してございます。なお、市町村森林整備計画には、各市町村の実情に応じて長伐期施業に関する内容が具体的に反映されることとなります。

続きまして、17ページから21ページまでは、福田委員からの意見でございます。

まず17ページですが、計画書（案）の5ページ、花粉症に関する記載について、スギについての記載のみであるが、ヒノキについてはどのように考えているのかというご質問でございます。

これにつきましては、ヒノキについても花粉症の原因となっておりますので、スギと同様、事業対象として伐採・更新を実施しているところでございます。

続きまして、18ページですが、ニホンジカについて数点のご意見、ご質問をいただきました。

まず①は、踏み荒らしによる被害は相当規模あるのかというご質問でございます。

踏み荒らしにつきましては、平成14年頃は甚大な被害が見られましたが、対策の実施により、近年の具体的な被害発生は見られておりません。

続いて②は、主伐事業の推進とシカ被害対策とが矛盾しないのかというご指摘でございます。

主伐事業では、現場のシカ被害の状況を踏まえながら、必要に応じて伐採の回避や伐区の小規模化をするなど、主伐の促進とシカ被害の抑制とを両立できるよう努めてまいります。

続いて③は、シカ管理計画を林業振興の観点から本計画に位置づけていくことはできないかというご意見でございます。

これにつきましては、ご意見のとおり、本計画では、鳥獣による森林被害対策の方針などにおいて、シカ管理計画に基づく対策を行うこととしてございます。

続きまして、19ページですが、間伐面積の計画量について2つご質問をいただきました。

まず①は、間伐面積の計画量が何に基づくものなのか、また、これに森林経営計画の間伐面積は反映されているのかというご質問でございます。

間伐面積の計画量は、東京都産業労働局、環境局、水道局の間伐事業の実績及び予定量をもとに、間伐材積の計画量と整合させて計上しております。また、森林経営計画の間伐面積との関係でございますが、経営計画は地域森林計画に基づく市町村森林整備計画に示される事項を反映して作成されるものですので、経営計画の積み上げが地域森林計画に反映されるものではございません。

続いて②は、前半5年分の間伐計画面積が前計画の5年間実績と比較して少ないのではないかというご指摘でございます。

間伐面積の計画量は、先ほど申し上げましたように、間伐材積の計画量と整合して設定しておりますが、材積の計画量は全国森林計画における割当量を考慮して設定する必要があるため、前回実績を下回る数量で設定せざるを得ない状況でございます。なお、東京都といたしましても、これまでの間伐実績が過大とは考えておらず、今後、国に対して割当量の増加を要望してまいります。

続いて20ページですが、林道開設の計画量について、開設延長の計画量が前計画の5年

間実績と比較して多いのではないかというご指摘でございます。

これにつきましては、林業のコスト改善や効率的な林業経営の実現にとりまして、林道路網の整備は不可欠でございますので、年平均5キロメートルの開設を目標にし、計画量を設定してございます。

続いて21ページですが、治山事業の計画量について、多摩地域にある山地災害危険地区の数に対して、事業の施工地区数が少ないのではないかというご指摘でございます。

これにつきましては、山地災害危険地区は危険性に応じたランク分けがされておりました、林野庁では、危険性の高い地区について重点的に事業を実施することといたしておりました、予算措置をされておるところでございます。東京都でもこれを踏襲し、事業を実施しているところがございます。

ご意見、ご質問に関する説明は以上でございますが、委員の皆様からはご案内のとおりたくさんご意見、ご質問をいただき、誠にありがとうございました。

以上、長くなりましたが、第1号議案についての説明を終わらせていただきます。

○鈴木会長 ご説明ありがとうございました。

この計画書自身、さまざまな内容を含んでいるということと、委員の方からも活発に事前の質問書を出していただいたということでございます。それで、さらにこの場で委員の皆様のお尋ねやご意見を伺いたいと思いますが、その前に、今日お示しいただいたもののもう1つ前のバージョンを縦覧していたかと思えます。その縦覧についてどんなご意見が出ていたか、あるいは出ていなかったか、どういう対応をされたか、もしあれば、補足で事務局のほうからご説明いただけますか。

○石城森林課長 縦覧に対しては意見ゼロでございました。

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、今の多摩地域森林計画書のご説明、そして事前にいただいたご意見に対する対応のご説明に対して、その対応の仕方が納得できたかできないかというあたりも含めまして、どなたでも結構です、よろしく願いいたします。何かございますでしょうか。

植竹委員、幾つかご質問がありましたが、回答はこれでよろしいですか。

○植竹委員 意見が反映されていますので、結構です。

○鈴木会長 久保田委員、いかがでしょうか。

○久保田委員 ご説明いただいたので結構なんですけれども、1つ気にかかっているのはシカの問題なんです。ともかくシカの生息範囲が非常に広がっていて、私は青梅に住んで

いますけど、青梅の丘陵部も完全にシカが入っていますし、最近は大王子の高尾山のほうまで記録が出ているというふうに聞いています。一方で、狩猟人口の減少と高齢化という現実がありますから、目標数は立てたにしても、どういう方策で目標頭数を捕獲するのかということを実体化できないと、なかなか目標どおりにいかないんじゃないかと危惧しています。

私、実は九州の森林管理局から林野庁に戻ってきた方とお話ししたときに、九州ではわなによる捕獲をしていて、たしか年間200頭とかという数字を聞きましたけれども、林道にかけるとなすから、捕獲したものがそのまま食肉として加工できる。そういう利点も含めた話があったものですから、この辺は具体化を検討していただければと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。特段のご意見ということで、ご質問ではなかったかと思いますが、事務局のほうで何かございますか。この点、よろしいですか。

○石城森林課長 捕獲方法を含めまして、シカの管理計画の中でまたそういう議論も必要なのかなと思っていますので、その辺は環境局の担当部署にも伝えながら、検討していければと考えてございます。

○鈴木会長 シカの問題というのは、今ご指摘のようにさまざまな課題が森林にかかわっているわけですが、実は人工林に被害が出ると林業の問題であると。これが天然林というか、国定公園や国立公園の中で起きると、環境省の野生鳥獣側の補助の対策になる話。それから、農地に出ると農水省のほうの話になる。同じ地域で同じシカがどこに出てくるかで行政の対象が違うわけですね。また補助金の出方も、国から出るときに、今の農水省を経由して出るもの、環境省を経由して出る対策、それから、森林だと都道府県の管轄ですが、さらに農地に出た場合は市町村の管轄になるわけですね。

ですので、やはり野生鳥獣保護管理と森林の行政、都の行政と市町村の行政、これを十分にすり合わせて、主伐の議論も今日はありましたけれども、例えば主伐をするときは、事前に密度管理をしっかりするほうの行政と連携することが一般的に考えれば必要になるわけですね。そのあたり、各自治体は大分真剣にお考えいただいているように思っておりますので、ぜひそういうふうに私も進めていただければと願うところです。

ただ、地域森林計画書にそれがどこまで書けるか。今のあたりだとなかなか前例がないということもあって、明示的に書くのは難しいのかもしれないと思っております。ほかの点でも出てこようかとは思いますが、5年経ちますとまた地域森林計画書をつくります。そのあたりでは、行政が森林法のもとでの森林計画ということですが、周辺の行政

と連携する点もできれば書き込めるような希望というのがあるのかなと思っております。勝手に私の私見を申しましたが、そのあたりについて、もし何かほかに委員の方でご意見があればお願いいたします。何かございますでしょうか。

よろしければ、またほかの点につきまして、どなたでも結構でございます。田中委員からのお尋ねも事前にございました、回答のあたりはこれでよろしいでしょうか。

○田中委員 質問に対して答えていただきまして、ありがとうございます。

これは計画書なので、これでいろいろ考えが及んでいけばいいのかなと思うのと、今いろいろお聞きしておりまして、5年を実行したことに關して、計画と実行したものに対しての検討がやはり必要なのではないかなと思ひながら、聞いておりました。ですので、今、鈴木会長からもご意見がありましたけれども、5年後はまた状況が変わりますので、そこを踏まえてまたご検討いただければいいのかなと思つた次第です。計画書としては現段階ではよろしいのかなと思ひます。ありがとうございます。

○鈴木会長 ご意見ありがとうございます。今の点ですけれども、確かに計画書の6ページ、7ページで、前の計画の実行結果がどうだったか、前の5年計画についてどうだったかということをお示しいただいているんですね。このあたりは、以前のというか、昔の計画書ではこういうところはなくて、突然今回の計画から始まっていたと思ひます。だから、そういう意味ではご努力いただいているし、そういう意味で事業評価という面が記述されているんですね。

ただ、もうちょっと言うと、森林というのはやっぱり50年、100年かけてつくるということなので、これは前の計画との比較なので、もう少しさかのぼって過去何回か分の計画と実績の評価をまとめて書いていただくとさらに長期の動向が読み取れて、後ろに立てるこれからの10年計画が読む人にとってわかりやすいのかなという感想は持っております。今回は今回で、そういう意味では過去に比べていろいろわかりやすくなっていると思ひますが、次回への要望ということで今委員からも出ていたというふうに受けとめさせていただきます。

そのほかございますでしょうか。

○糸川委員 すごく基本的な質問で大変恐縮なんですけれども、確認という意味で教えていただきたいんですが、資料7の44ページの計画数量のところ、間伐のところは面積も材積も、搬出と切り捨てと両方含んだ量ということでよろしいのでしょうか。

○石城森林課長 両方足した数字がここに掲載されてございます。

○糸川委員 ありがとうございます。

○鈴木会長 よろしいでしょうか。

それで、一番大事なところは今回の計画数量ということであります。そのあたりはご意見、ご質問はありますでしょうか。

これも基本的なことでは恐縮ですが、17ページに計画対象とする森林の区域の表に市町村が並んでいて、「旧多摩川計画区」、「旧秋川計画区」、「旧浅川計画区」という表現で小計をされています。これはこれで経緯があると思いますが、「旧〇〇計画区」と表現するのはどういう心でされていて、どのくらい先までこういう表現をされるのか、基本的なことでは恐縮ですが、お尋ねいたします。

○石城森林課長 東京の場合、多摩川の基本的に流域なんですけれども、大きく分けると、多摩川の本流の部分と、支流である浅川、秋川と分かれていますので、そこで分けたほうが流域全体として動向がわかるのかなという意味合いで分けてございます。ただ、過去に3つの計画があって、それをまとめたという歴史はもちろん背負っているんですけれども、そういう流域で分けているのもそれなりに意味があるのかなというふうに考えてございます。

○鈴木会長 わかりました。過去からも分けていたし、流域という概念が背景にある。それで、地域の面積というのも今後とも意味があるだろうというご説明でありました。

それから、やはりご意見にもありましたが、一番気になるところは、全国計画とプラス・マイナス2割の範囲という話でご苦労されているところがある。それから、林道開設については、過去から全国の割り当てに比べると少ない数字が出ているけれども、実行量はさらに少ないというあたりがあります。

これは、全国計画のほうに意見を申し上げなければいけないのかもしれないんですけれども、やはり継続的にというか、10年計画を何回かにわたって同じ方向にずれているような話は、なるべくもとのほうから考えていただくというところも一方ではあるのかなというふうに考えるところがございます。

一方では、やはり林道なんかは特にそうですけれども、ずっと戦後一貫してたくさん必要だということで進めてきて、戦後70年ずっと作り続けてきたところがあります。しかもそれは、つくりやすいところ、効率のいいところから進めてきたということがありますので、単にヘクタール当たり何メートルという指標だけではなくて、コストとベネフィットの割合で限界のところが残っているという理解も一方では要るのかなと思う次第です。

現在だとそういうところが数字で乖離が出ているような気がします。乖離が出ているにはそれなりの理由がある。そうならないような上位計画であり、実行計画に近い将来になるといいという期待をしたいと思っておりますが、そんな期待ではまだ足りないとか、長期計画、そしてこの数量というあたりについてさらにご意見があれば伺います。よろしいでしょうか。

それでは、今まで出ましたご意見いずれも、今日、ご提案、ご説明いただいたものを今ここで修正を加えるという内容のものは一つもなかったと思います。それで、今出た意見も議事録に記載していただいて、次期計画立案のときに出たご意見を参照していただくということで、この地域森林計画の樹立については案のとおり承認したいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、これで答申書を作成いたしますが、本日の議案が進みました上で改めてお諮りしたいと思います。

それでは、第2号議案の諮問内容につきまして、環境局の浦崎緑環境課長より説明をお願いしたいと思います。

○廣瀬森林課課長代理 事務局より、第2号議案につきましてまず諮問文を先に朗読させていただきますから、ご説明を差し上げたいと思っております。

○鈴木会長 失礼いたしました。それでは事務局、よろしく願いいたします。

○石城森林課長 では、第2号議案。

27環自緑第650号。

東京都森林審議会。

下記事項について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、諮問する。

平成27年12月1日。

東京都知事、舛添要一。

記、株式会社村尾組成木工場砕石事業について。

○浦崎緑環境課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

資料のご説明に入る前でございますが、この案件について一言申し上げます。本事案につきましては、こちらの事業者が許可された採掘区域を逸脱して岩石を採取したという大変異例な事案になってございます。

お手元の資料に基づきまして、区域逸脱の経緯ですとか要因、それから事業者の再発防

止策等につきまして、これからご説明をさせていただくわけですが、これらの内容につきましては、東京都は許可権者として事業者に指導を行うべき内容であるというふうに理解しています。したがって、本審議会におきましては、事業者の今回の申請の内容が、災害の防止や水害の防止、水源の涵養、環境の保全といった林地開発の許可の要件を満たしているかという視点について、ぜひご審議をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料9でございます。おめくりいただきまして、順にご説明をいたします。

まず1ページでございます。事業の概要で、拡張を申請する理由でございますが、当事業者は、許可期間の満了後の事業計画を検討しておりまして、その最中に事業区域内での既許可採掘区域を逸脱して残置森林部分の伐採等をしていることが判明したということでございます。

直ちに関係各署と協議を行いまして、是正計画を策定し、当面の措置としてその時点で緑化が可能なエリアにおいて植栽を実施いたしました。それでもなお残置森林、造成森林等の面積が既許可時の数値を下回っております。

また、今回の逸脱という行為に伴いまして、開発行為に係る区域の周囲に残置森林をおおむね幅50メートル以上配置するという基準に達しない部分が発生するため、今回、事業区域の東側と北西側にそれぞれ残置森林を新たに確保するとしたものでございます。

また、今後――この今後と申しますのは、今回の申請内容の許可がなされた後、その後のしかるべき時期に砕石事業の採掘区域を拡張するために、既許可残置森林内の一部について未伐採林を設定しております。また、今回の逸脱に伴う事業区域内の雨水の集水区域を検討し直してございます。それに対応する洪水調整池の容量算定に基づきまして、形状も変更とするとしたものでございます。

1ページの右側、事業の概要でございます。この表に記載のとおりとなっております。事業者は今後も砕石事業を継続する所存であります。事業の実施に当たりましては、この表に記載のとおり、採石法に基づく土石の採取量の届け出をするなど関係法令の認可も受けているところでございます。

今回の申請期間における土地の改変につきましては、恐れ入りますが、資料の26ページをお開きいただきますと、こちらに今回の計画における断面明示図・標準断面図がございまして、このとおり、今回の計画では最終残壁の再造成に向けた前段階として、採掘跡地を平坦にするために盛土をするという予定になっておりまして、当面は場内に堆積してい

る碎石を製品として生産していく。新たに掘るということではなくて、こういった堆積しているものを生産して事業を継続するという予定になっております。

2 ページ目は位置でございまして、ご覧のとおりでございます。埼玉県境に位置しております。

3 ページ目は事業区域の現況でございます。写真が出ておりますけれども、赤い太いラインが既事業区域、オレンジ色のラインで囲まれている部分が今回の増区申請区域、赤の点線の部分が既許可採掘区域、オレンジ色の点線が逸脱したことによる今回採掘申請区域ということで、ご覧のとおり、赤の点線からオレンジの部分をはみ出ているという状況になっております。

4 ページ目は、現況の写真でございます。今年の11月に撮影したものでございます。

5 ページ目は、その写真の撮影位置を示してございます。

6 ページは、事業に関わる許認可取得の経緯でございます。本件は、森林法につきましては、昭和60年に3年間の岩石採取の開発の許可を取得してございまして、その後はここに記載のとおりとなっております。

また、現在の許認可の状況でございますが、一番上の東京都における自然の保護と回復に関する条例、いわゆる自然保護条例におきましては、平成27年11月10日に許可をいたしております。また、一番下の採石法の部分につきましても11月17日許可という形でございます。

7 ページは、今回の増区申請の内容でございまして、記載のとおりとなっております。

8 ページは、逸脱の経緯と状況でございます。こちらは、1 ページでも説明いたしましたとおり、いろいろ記載がございまして、開発の許可に関する事前協議申請を平成25年から行う中で逸脱が判明したということが書かれてございまして、9 ページ目に航空写真が出ております。平成19年、右上の写真のあたりから若干逸脱が見られていたということがこれでわかるようになっております。

10 ページでございます。区域逸脱に至った要因でございます。こちらにいろいろ記載してございまして、要は採掘区域の境界の誤認識があったということで、会社として組織的な対応が若干不足しておったとか、社員に対する周知の徹底も足りなかったというようなことが要因として掲げてございます。

それでは、11 ページでございます。こちらから18 ページまでが、この案件に関しての回復措置として、是正植栽、それから森林の維持管理を行うということを記載してござい

す。

まず、11ページの左側の表の1.8-1は、是正植栽を実施するに至った経緯等が示されてございます。若干重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

左下にある実施範囲でございますが、右側の図、1.8-1にありますとおり、是正植栽につきましては、A、B、C、Eについて実施したということでございます。

活着状況につきましては、26年の3月、5月、平成27年4月に確認したところ、おおむね8割程度の活着が確認されております。

12ページをご覧ください。苗畑の育成でございます。まず①の場内の苗畑では、すみません、前のページに戻っていただきますと、真ん中あたりにDという部分がございます、このDの地域に苗畑を一時的に設置いたしまして、苗木の育成を行うことが示されております。

また12ページに参りまして、②の場外の苗畑では、①の場内の苗畑を撤去した後に、1.8-2の位置図で示されております場所に苗畑を設置いたしまして樹木の育成を図り、植栽緑地の緑化材として活用するということでございます。

13ページでございます。こちらの表には、今回の是正植栽として実施した樹種や本数などが示されております。高さ2メートル以上の大苗を5,305本、高さ1メートル以下の小苗を4万2,897本、合計で4万8,202本。面積にして4万5,554平方メートルの是正植栽を実施いたしました。

以下、15ページまで写真でお示ししております。

続いて、16ページでございます。森林の維持管理でございます。維持管理につきましては3つの柱となっております。1つ目の柱が、16ページの右側の残置森林管理計画でございます。こちらの計画の目的は、残置森林保全区域において植生管理等を適正に行うことにより、生態系の保全機能及び環境保全機能を高め、動植物の良好な生育・生育地となり得るよう、自然の質の向上を図ることでございます。

目標とする森林の姿は、スギ・ヒノキ植林と広葉樹、モミ群落が混在する森林です。

以下、17ページにかけまして詳細な維持管理の内容が記載されてございます。

18ページをご覧ください。2つ目の柱といたしまして、造成森林管理計画が示されております。造成森林管理計画の目的は、採石跡地に地域に生育する樹種による植栽を行い、これらを育成、維持管理して早期植生回復を促進することにより、修景するとともに、新たな動植物の生息・生育環境となり得るよう、自然の質の向上を図ることでございます。

目標とする森林の姿は、針広混交林でございます。

以下、詳細な維持管理の内容はご覧のとおりでございます。

続きまして、同じ18ページの右側、モニタリングの実施とフィードバック管理でございます。当面3年間はモニタリングを毎年実施すること、また、モニタリングの結果等を踏まえまして、より効率的な維持管理手法を検討し、その後の維持管理に反映させることなどが示されております。

では、19ページでございます。再発防止に向けた事業者の体制づくりでございます。区域逸脱に至った要因を踏まえまして、経営方針にのっとり関係法令を遵守し、今後事業運営をしていくため、以下のとおりの再発防止策を講じるとしております。まずは境界の明確化、事業運営体制の見直し、作業体制の見直し、社員の教育等を徹底することとなっております。

20ページでございます。こちらは現況図でございます。

21ページは変更前の土地利用計画図、22ページは変更後の土地利用計画図、こちらが今回の平成29年3月31日までの姿でございます。

23ページをご覧ください。計画概要の総括表でございます。上の表の一番上の段に既許可時の数値を示してございます。2段目に区域逸脱面積を反映した現時点での数値を示しております。3段目は既許可時の数値との増減をあらわしております。二重線を挟んでその下は今回ご審議いただいている計画の数値を示してございまして、一番下が既許可時と変更計画の数値の増減を示しております。

まず、事業区域でございますが、既許可時と比較いたしまして、6.7972ヘクタール増えまして、変更計画では47.4809ヘクタールでございます。

開発行為に係る森林の面積は、既許可時の20.6725ヘクタールから約3ヘクタール増えまして、23.6123ヘクタールとなっております。

その右の残置森林でございますが、既許可時の19.2462ヘクタールから、今回の区域逸脱のために現時点では約3ヘクタール減ってございますが、今回の変更計画にて19.9818ヘクタールとなっております。既許可時の面積を上回るという形になっております。

その下の表には、掘削が終了した段階での目的別の面積割合を示してございます。

24ページは、ご説明した変更計画を図にあらわしたものでございます。

続きまして、25ページをご覧ください。計画概要書でございます。左側の表でございます。まず現況ですが、地形は標高180メートルから360メートル、平均傾斜度は20度から60

度、地質、基岩（きがん）は砂岩でございます。林況は、スギ・ヒノキの人工林と、コナラ・シラカシの天然林が見られます。

開発行為の内容ですが、事業区域47.4809ヘクタールで、鉱量は約5万トンとなっております。本計画期間におきましては新たに採掘するのではなく、場内に堆積している砕石を製品として生産するとの予定でございます。

その下の計画期間満了時の残置森林、造成森林でございますが、森林面積全体に対する割合は、残置森林が合計で80.1%、造成森林が19.9%となっております。

防災施設工事等の設計方針は、後ほど個別に説明いたします。

右側に移らせていただきます。一番上の残置森林・造成森林の維持管理方法でございますが、それぞれ森林管理計画に基づいて、枝打ち、つる切り、間伐等を実施する予定でございます。

一時的な利用はございません。

周辺地域における住宅、道路、公園、その他の施設の状況はご覧のとおりでございます。地域の水需要の状況でございますが、周辺地域の水需要への影響はございません。

次に、林業施業上での影響の有無、隣接土地所有者の同意の有無の状況でございますが、影響はなく、土地所有者の同意もいただいております。

続きまして、土工関係でございます。先ほどご説明しましたとおり、本計画期間での切土はございませんが、切土法面が砂岩の硬岩盤でございますので、傾斜60度で、高さ10メートルごとに3メートル幅の小段の計画を立てております。

恐れ入りますが、22ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの肌色で着色してあります法面部分についてですが、場内の北側法面については、本計画期間内においては整形途中でございますが、現状では上記の基準を満たしておりません。本事案の許可がなされた後、次期計画申請時には上記基準を遵守させるということで、今回は本計画を適当と判断してございます。

恐れ入りますが、25ページにお戻りいただきますでしょうか。ただいまの続きで、盛土量でございますが、50万立方メートルで、盛土につきましては、高さ5メートルごとに3メートルの小段を設ける計画となっております。

次に、雨水排水施設についてでございますが、事業区域の集水区域面積から、30年確率降雨強度に対応するよう沈砂池、調整池を計画してございまして、いずれも十分に安全な計画となっております。

26ページは、先ほどご説明いたしました。

27ページでございます。こちらから排水計画をお示ししております。雨水は直接河川に流れ込まないように、洪水調整池、沈砂池に集水いたしまして流量を調整した後、河川に放流する計画となっております。

また、工場敷地周辺の雨水については、一部を洪水調整池に送水しております。砕石製造工程で発生する汚濁水につきましては、汚水処理施設において汚泥分を除去した後、処理水をプラント内で循環再利用いたします。現在ある既存の洪水調整池・沈砂池は、30年確率降雨強度及び1ヘクタール当たり300立方メートルの流出土砂量に対応して設置されております。

28ページ以降は、排水計画に係る図面、29ページは排水系統図、30ページは経路図となっております。31ページは写真でございます。

先ほどご説明いたしました調整池の説明につきまして、32ページに既許可の内容、それから区域拡張に伴い必要となる調整池の容量を示しております。

33ページに今回計画しております洪水調整池と沈砂池の設計容量、34ページにその判定を記載しております。拡張に当たりまして、集水区域がこれまでの20.8ヘクタールから25.2ヘクタールに広がることから、洪水調整池の形状を変更し、容量を拡大しております。十分に安全な設計となっているところでございます。

最後に、35ページ、植栽標準図です。左が小段の断面図と平面図で、右が盛土造成部の植栽の断面図と平面図でございます。それぞれ土が流れ出ないようにカットし、客土して、コナラ、アカマツなどの苗木を植栽いたします。小段及び掘削法面につきましても、同様に植栽をする予定でございます。残置森林は年1回下刈りを行うとともに、必要に応じて補植を行うとしております。

資料9については以上になります。

続きまして、長くなって申し訳ございません。資料10でございますが、この変更許可申請が許可基準に適合しているか否かにつきまして整理をしたものでございまして、森林法及びこれに基づいて定められております都の実施要領の許可基準の項目と、その内容及び本計画の内容を突合させていただいております。その結果として基準に適合しているか否かをお示ししております。ご説明した内容と重複いたしますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料12をご覧ください。本件につきましても事前に委員の先生方からご質

問を頂戴しておりますので、ご説明させていただきます。

まず1番、2番は罰則についてでございます。森林の回復は難しいことが多いため、許可が必要になっているが、今回のような不祥事に対し何かの制裁があるのか。

今回の案件は、多分に開発許可条件を逸脱して事業が行われたことが変更許可申請に至ったと推察するが、許可条件を逸脱した場合の東京都の条例での定めはどのようになっているのか示していただきたい。

対応です。森林法第10条の3において、「都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、許可に附した条件に違反して開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる」としている。

また、森林法第206号において罰金等の罰則を規定している。

本事案は、事業者が平成10年度に東京都森林審議会を経て変更許可を受けた採石区域を逸脱して事業を行った事案であるが、逸脱事実が判明した段階で、都としては速やかに森林の回復を図ることが優先されると考え、事業者に対し是正計画の提出を求めて是正植栽を行わせたものである。したがって、罰則の適用はない。

次に、3、4、5については、都の再発防止策についてのご質問でございます。

まず、このような逸脱行為は過去には皆無だったのか。

こちらにつきましての対応。過去には事例はない。

なかったということを前提で体制づくりをするということだと理解するが、その場合、どのように開発事業者徹底指導するのか。

体制づくりのお話があるが、実行可能性についてご説明いただきたい。さらに、指導者としての東京都のご意見をお聞かせいただきたい。

対応です。審議会資料19ページにあるように、事業者は、耐久性の高い境界杭を容易に目視可能な間隔で設置し、区域逸脱が起こらないようにすることや、生産安全委員会を設置して事業評価を行うなど、会社全体として法令等を遵守し、適切に事業運営を行うこととしている。

開発事業者が許可条件を遵守して事業を行うべきことは言うまでもないことであり、都はこれまでも定期的に現地調査等を行い、確認等に努めてきたが、結果としてこのような結果が生じたことは、大変重大な事態と受けとめております。

今回の事案を受けまして、都は直ちに対応できる可能な限りの対策を講じたところでご

ございます。まず、同じ事業者の別の採石場について速やかに現地調査を実施し、採掘区域の逸脱がないことを確認しております。ほかの開発事業について、航空写真を用いた大まかな採掘区域の確認を実施いたしまして、明らかに区域を逸脱しているという事例はございませんでした。

また、今回の事態を受けまして、急遽都内の砕石事業者を招集し、採掘区域の再確認を求めています。その結果、現在のところ、逸脱の事実、またはそのおそれがある等の報告はございません。また、こうした砕石事業者との情報交換の場は今後も適切に実施してまいります。

これまでも採石法や自然保護条例の所管部署と連携し、定期的に現地調査、情報共有に努めてまいりましたが、今後は採掘区域の確認に主眼を置いたパトロールを実施するなど、本事案の事業者はもとより、ほかの事業者に対しても指導を強化し、再発防止に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、6番、7番、8番、シカ忌避剤についてのご質問を頂戴しております。

シカ忌避剤の安全性についてご説明いただきたい。

雨が降れば忌避剤の成分は下流域に流れていくことになるので、コニファー水和剤の成分と使用量について示していただきたい。

モニタリングの結果、シカ忌避剤の効果はどのような結果になっているのか示していただきたい。

対応です。忌避効果は味覚刺激による食欲減退効果である。有効成分のジラムは果樹用殺菌剤として長年使用されてきた低毒性薬剤で、普通物に該当する。なお、薬液は散布後3時間程度で乾燥、また付着性にもすぐれ、乾燥後は降雨による流亡はないとされている。毒性は普通物で、性状は類白色水和性粉末、有効成分がジラム32%、使用量は苗木1本当たり10～50ミリリットル（3～5倍の希釈時）。

事業者は、水産動植物に影響があるため、河川・湖沼には飛散または流入しないように注意をしているとのこと。また、年2回、洪水調整池の水を採取して水質の分析を行っており、水質基準に適合した結果が出ているとのことでございます。

植栽木に散布することで、約3か月から4か月の食害防止の効果がございます。この薬剤は味覚による忌避効果のため、多少はかじられるのですが、生育に支障はない程度であるとのこと。

報告によりますと、平成25年10月に4万8,202本に散布した結果、特段の食害も見られ

ず、確実な効果があったとのことですが、その後平成27年4月に調査した結果、約2割に食害が見られたため、5月に被害が大きかった約2,000本に再度散布を実施したとのことでございます。

おめくりいただきまして、9番、10番、11番。未伐採林の管理についての質問でございます。

事業区域内に東京都の土砂災害ハザードマップ・土砂災害警戒地域指定はあるか。

事業区域内に保安林指定の森林はあるのか。

「未伐採林」の区域について、どのような林相なのか具体的に示してほしい。手入れ不足のヒノキ林がある場合は立木ごと崩壊する危険があり、管理計画の策定には慎重な判断が必要と考えられる。

対応です。南側の残置森林及び西側の未伐採林に土砂災害警戒区域等に指定されている箇所があるということで、下の図をご参照いただければと存じます。一部にかかっているという形でございます。

今後、事業者が未伐採林において事業の拡張の申請を行うという場合においては、警戒区域等における砕石事業について十分に検討させるとともに、砕石事業を実施するにしても、十分に安全な盛土の勾配の確保や法面保護措置の計画等について、災害防止の観点から審議してまいりたいと存じます。

それから、事業区域内には保安林の指定の森林はございません。

最後でございますが、審議会資料の16ページの図にもお示ししておりますとおり、スギ・ヒノキ植林とクリ・コナラ群落が分布しています。スギ・ヒノキ植林は7対3でスギが優勢。林齢は一部40年生前後であるが、7割強は約70年生前後であり、間伐等の手入れがなされており、現状、手入れ不足ということはない。

下の写真をご覧ください。このような状況になっております。当面、森林管理計画に基づいて管理をしていくということでございます。

以上、大変長くなりまして申し訳ございません。ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 ご説明ありがとうございました。

ご紹介いただきました林地開発変更許可申請についてでございます。今、事前に委員からいただいたご質問と、その対応のご説明もいただきました。この場で改めてご説明を伺いまして、質問、ご意見等ございましたら、どなたでも結構です。よろしくお願いいたします。

ます。ありますでしょうか。

○久保田委員 久保田です。今説明いただきましたけれども、1点だけ再度お聞きしたいんですが、「意見・質問事項と対応」というところのNo. 9、10、11です。11番で、「未伐採林」の区域のことについて質問したんですけれども、対応のところの一番上のほうを見ると、「未伐採において事業拡張の申請を行う場合には」という文章が出てくるんですが、これは将来的に砕石事業の拡張地になる可能性もなくはないというふうな意味なのかどうか。

特にここは、下のほうに写真が載っていますが、未伐採林の下流側は入口に民家があって、以前にも山崩れがあった場所だと私は聞いていて、かつ、ちょうどこここのところに土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域等というのが入ってきますよね。この対応の説明だと、そういう箇所についても事業拡張の申請が行われる可能性があるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○浦崎緑環境課長 可能性があるかないかということになりますと、あるというふうにお答えいたします。ただ、実は私どもも、このご質問をいただいて初めてこちらのほうにこのような箇所が当たっていたということがわかったようなところもございます。事業者としては、こちらを「未伐採林」とすることによって、今後の可能性としては考えているというふうに聞いてございます。

ただ、こういった状況でございますので、仮に本当にここもということであれば、こちらにも記載しておりますとおり、まずよくよく検討をしていただく。その結果、やはり難しいというご判断になるかもしれませんし、何とか開発したいというご判断にもなるかもしれませんけれども、そこは私どももよく事業者のお話を聞きながら適切に指導をしていきたいと考えております。

○久保田委員 残置森林にしていないということは、そういう余地を残している計画だという理解でいいんですか。

○浦崎緑環境課長 結論から申し上げますとそうでございます。ただ、未伐採林としているからといって、間違いなくここを開発するのかというところもそういうわけでもなくて、ちょっと微妙な扱いになるのですが、事業者の考えとしてこちらのほうに採石をしたいということで、残置森林ですが今回未伐採林という形で区分をしたという考え方なので、ただ、ここが未伐採林だからストレートにすぐに開発をするものだというふうには私どもは理解してございません。きちんとそこはもう一度考えて申請がなされるものと理解しております。

す。

○鈴木会長 そうだとすると、私からちょっと念のために確認をさせていただきます。いわゆる残置森林の定義と未伐採林の定義を、今日の審議会の場で改めてご説明をお願いいたします。

○浦崎緑環境課長 未伐採林というのは、実は明確な定義というのはどこにもございません。法律上、それから自然保護条例上にも記載されている言葉ではございませんけれども、長期計画におきまして、開発の可能性があるような残置森林もしくは緑地という形で整理をしておるところでございます。

ですが、自然保護条例上の審議会でもいろいろご議論がございまして、今後どのようにしていくのかということについては、事務局としても扱いを検討していく必要があるのではないかと、自然審の中の規制部会の先生方のご意見としても頂戴しておりますので、若干そちらについては検討の余地はあるのかなと思っておりますが、未伐採林というのは、長期計画の中では開発の可能性がある残置森林である、というふうにお答えすべきかと思っております。

○鈴木会長 今のようなご説明であります。

それと、加えて私からお伺いするのは、土砂災害警戒区域等と「等」がついているんですけども、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域というのは、いわゆるレッドゾーンとイエローゾーンがありますが、特別警戒区域と書いていないからイエローゾーンという理解なんでしょうか。

もう1つは、土砂災害警戒区域等の「等」は、土石流に対して、急傾斜地の崩壊に対して、地滑りに対してとカテゴリが3つあったかと思います。いずれにしても、三多摩地域での土砂災害警戒区域の指定というのは、危ないところはどこかという調査はずっと行われていたんですけども、最終的に東京都知事が決めたとするとかかなり最近のことかと思うので、それが今までの林地開発の検討の中にかぶってこなかったというのは、そちらのほうの進捗が割と直近であろうかと思います。ですので、そういう事情もありますが、このところは、わかる範囲で結構なんですけど、教えていただければと思います。

もし今わからなければ、後ほど各委員にこの点についてのご説明をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○浦崎緑環境課長 申し訳ございません。ただいま即答ができかねますので、後日改めてご返答させていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○鈴木会長 ただ、その点自身については、先ほどのご説明の範囲で言えば、この点が今日の審議をするときの答えを出す上での決定的なところかどうかということでは議論の余地があるかと思っておりますので、このあたりも含めて、さらに皆様のご質問、あるいはご意見を伺いたいと思っております。この点でも結構ですし、ほかの点でも結構ですが、何かございますでしょうか。

よろしいですか。1つありましたのは、資料9の1ページ目の「事業の概要」というところで、まず右のページに表がございます。この表は、事業の目的が「土石の採取」と書いてあります。だから、これは山を崩して土砂を採取するという事なんですけれども、ご説明にもありましたが、26ページの許可期間内にどういう土地改変を行うかというところを拝見すると、要は、ほかから土砂を持ってきて盛土をするという計画がここに書かれているわけですね。それで、土砂の採取と、外から土を持ってきて盛る。あるいは、どういう土を持ってくるのかというのでいろいろ問題を起こしている事案もほかの都道府県等でもありまして、土砂を採取するという話と盛るという話はどちらかということになるわけですね。

それで、それが1ページ目の箱書きの下に、事業の本体は採取事業だけれども、この申請期間には、採取跡地を平坦にするための再造成に向けた前段階としての盛土である、というご説明になっているということでもあります。この点もご確認の上でご審議をお願いしたいと思います。

それから、残置森林をどうするかというのは、自然保護の観点からのご審議はかなりいただいているということでありまして、資料9の6ページ、基本的に、自然の保護と回復に関する条例等は審議がされて許可が出ている。森林法については、森林法の当該のものについて事務局がご検討いただいたところでは、資料10のようなチェックポイントでクリアしているということがございます。

さらにご意見があるかどうか伺います。いかがでしょうか。

ご意見はよろしいですか。それでは、ご意見がないようでしたら、この変更申請については許可をするということで答申文の作成をしていただいて、その答申の文案について後ほど各答申案を採択するときにご議論いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

第2号議案の審議、まずここまでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、第3号議案の説明を事務局よりお願いいたします。

○石城森林課長 それでは、第3号議案の諮問を朗読いたします。

27環自緑第663号。

東京都森林審議会。

下記事項について、森林病虫害等防除法第7条の3第3項の規定に基づき、諮問する。

平成27年12月1日。

東京都知事、舩添要一。

記、東京都防除実施基準の変更について。

以上でございます。

○浦崎緑環境課長 それでは、ご説明させていただきます。

資料の14でございます。おめくりいただきまして、「東京都防除実施基準の変更概要」がございます。森林病虫害等防除法により、松くい虫等を駆除し、またはその蔓延を防止するために、知事は次の基準等を定めることになっておるとありまして、(1)に東京都防除実施基準がございます。

東京都防除実施基準に係る国の基準が、平成27年9月18日付27林整研第147号にて変更となっております。このことを受け、東京都防除実施基準も変更するものでございます。

この基準を定めまたは変更するときは、森林審議会及び関係市町村長の意見を聞くこととなっております。

国の基準変更の内容でございますが、3つございまして、改正前「第69条」が改正後「第109条」に、「第14条」が「第21条」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となっております。

おめくりいただきますと、森林病虫害等防除法の規定に基づく防除実施基準の新旧対照表がございます。

お戻りいただきまして、条文のずれと法律名の変更を反映した内容となっておりますので、東京都防除実施基準につきましても改める必要がございますが、こちらの防除実施基準の変更に係るものにつきましては3番の部分のみでございまして、内容としては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」というふうに法律名を改めるといふ内容の変更となっております。

ご説明は以上でございます。

それから、資料の15をご覧ください。こちらにつきましても事前にご質問を頂戴してお

ります。

○鈴木会長 資料の15というのは、大判の資料の14に続いてとじてあるものでよろしいんですね。

○浦崎緑環境課長 はい、とじてございます。最後のページでございます。

内容として、どのような変更があったのか。東京都の現況とあわせてどのような対応の変更があるのかをご説明いただきたいというご質問でございます。

対応です。東京都防除実施基準の条文に引用されている法律名の変更を反映したものであり、内容としては、変更はない。したがって、東京都の対応も変更はないということでございます。

以上でございます。

○鈴木会長 これは、法令で森林審議会にかけるということになっておることで、変更がそこに書かれている法律の名前が変わったので、それを反映したいということでございます。

何かご意見ございますでしょうか。

特段なければ、上位の法律の名称が変わったので文言が変わるということでご承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、以上で諮問のありました3件の審議をして、それぞれその意見が出ました。

そこで、これから答申書の作成を行います。事務局から答申（案）の配付をお願いいたします。

〔答申（案）配付〕

○鈴木会長 諮問が3件ありましたので、今配付された答申書の案というものが3件ございます。答申書の案が3枚ございまして、右肩に27東森審第2号、3号、4号とございます。

まず、事務局から答申（案）の朗読をお願いいたします。

○石城森林課長 答申（案）が3件ございますが、まとめて朗読させていただきます。

第1号議案。

27東森審第2号。

答申書。

東京都知事、舛添要一殿。

平成27年12月1日付産労農森第696号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成27年12月16日。

東京都森林審議会会長、鈴木雅一。

記、地域森林計画の樹立（多摩地域森林計画）については、案のとおり承認する。

続きまして、第2号議案。

27東森審第3号。

答申書。

東京都知事、舛添要一殿。

平成27年12月1日付環自緑第650号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成27年12月16日。

東京都森林審議会会長、鈴木雅一。

記、株式会社村尾組成木工場砕石事業については、案のとおり承認する。

続きまして、第3号議案。

27東森審第4号

答申書。

東京都知事、舛添要一殿。

平成27年12月1日付環自緑第663号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成27年12月16日。

東京都森林審議会会長、鈴木雅一。

記、東京都防除実施基準の変更については、案のとおり承認する。

以上でございます。

○鈴木会長 ただいまの各答申案について、議案ごとに決めていきたいと思っております。

まず、第1号議案について、答申（案）のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、第1号議案はこのように答申書が認めら

れたということにいたします。

第2号議案は、碎石事業の林地開発変更許可申請ということであります。これについて、今お手元の案文が「案のとおり承認する」とありますが、ここの文案あたりは、幾つか過去の答申の文章を見ると、「やむを得ないものと認める」とかそういう書き方もありますけれども、先ほどのご審議ではそこまでのご意見はなかったように私は感じました。

それともう1つ、幾つかのご議論は若干残ったところもあろうかと思えます。特に未伐採林というあたりについては、仮に将来そこをさわるという申請があったときには、十分事務方のほうでもご検討いただくということは、先ほどのやりとりでも明瞭ではないかということも含めて、この案のとおり答申書でいいかなと思っております。この辺は何かご意見ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 よろしゅうございますか。それでは、第2号議案について、今配られております答申書をご異議なしということで進めたいと思えます。

続きまして、第3号議案です。議論を踏まえて、このような答申書（案）のとおり決定するというごことでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、全ての議案について答申を決定いたしました。

お手元の先ほど配付されたものは「（案）」とついておりますが、今のご審議によって「（案）」が取れたということで進めさせていただきます。「（案）」を取れたものを答申として知事に回答するということをごさせていただきます。

それでは、本日の審議日程は全て終了しました。委員の皆様には議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

司会というか、議事を事務局のほうにお戻しいたします。

○廣瀬森林課課長代理 鈴木会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

幾つか事務連絡を申し上げさせていただきます。

本日の資料につきましては量が大変多くなってございますので、後ほど事務局より各委員へ郵送いたします。したがって、机上に置いたままお帰りになって結構でございます。

す。なお、お持ち帰りになられる方につきましては、封筒を用意してございますので、後ほど事務局にお声がけいただければ封筒をご用意させていただきます。

次に、今後の審議会についてでございます。来年度は伊豆諸島地域森林計画の樹立年度となっております。したがって、来年の12月頃に審議会を開催する予定でございます。また、このほかにつきましても審議会が必要な案件が生じましたら、委員の皆様には日程を調整させていただきますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、入庁の際にご着用いただきました一時通行証でございますが、お帰りになる際に1階または2階の入庁受付にご返却いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。長時間誠にありがとうございました。